

平成27年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人津市社会福祉事業団

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることに
よって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
に行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日～平成31年3月31日までの4年間

2 内 容

目標1 時間外勤務の縮減を図る。

<対策>

●平成27年度

時間外勤務の削減に向けて意識啓発に努め、計画的な業務の進行管理に
努める。

●平成28年度

時間外勤務の更なる削減のため、既存の業務を見直し、合理化等の改善
計画を立てる。

●平成29年度～

改善計画に基づき、実施する。

目標2 年次有給休暇の取得状況を現状より改善するとともにリフレッシュ 休暇制度の定着を図る。

<対策>

●平成27年4月～

- ・年次有給休暇の取得率の低い職員に対し啓発を行う。
- ・前の計画時に奨励したリフレッシュ休暇制度の定着に向け、計画的な取
得促進に努める。

目標 3 男性職員の出産休暇の取得を促進する。

<対策>

●平成27年4月～

- ・プロパー職員及び嘱託職員・・・妻の出産時に取得できる出産休暇（2日以内）について周知、啓発を図る。
- ・臨時職員・・・有給休暇での取得を奨励する。
- ・遠慮なく取得できるよう職場の雰囲気づくりに配慮する。